

一管区水路通報第 3 5 号

令和 8 年 9 月 1 1 日

第一管区海上保安本部

第 5 4 5 項	北海道南岸	室蘭港・・・・・・・・・・・・・・	オイルフェンス展張訓練
第 5 4 6 項	北海道南岸	室蘭港及びチキウ岬北北東方・・	採水作業
第 5 4 7 項	北海道南岸	三石漁港・・・・・・・・・・・・・・	防波堤点検作業
第 5 4 8 項	北海道南岸	様似港・・・・・・・・・・・・・・	防波堤点検作業
第 5 4 9 項	北海道南岸	厚岸港（門静地区）・・・・・・・・	水路測量
第 5 5 0 項	北海道南岸	厚岸港・・・・・・・・・・・・・・	水路測量
第 5 5 1 項	北海道南岸	落石漁港（昆布盛地区）・・・・	防波堤築造工事
第 5 5 2 項	北海道西岸	稚内港及び付近・・・・・・・・・・	採水作業
第 5 5 3 項	北海道西岸	神威岬南方・・・・・・・・・・・・	観測機器灯質一時変更
第 5 5 4 項	北海道西岸	奥尻島南方・・・・・・・・・・・・	射撃訓練

お 知 ら せ

- 一管区水路通報の発行について
今後の一管区水路通報の発行スケジュールは以下のとおりです。
令和 8 年 9 月 1 8 日(金) 3 6 号
令和 8 年 9 月 2 5 日(金) 休刊
令和 8 年 1 0 月 2 日(金) 3 7 号

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

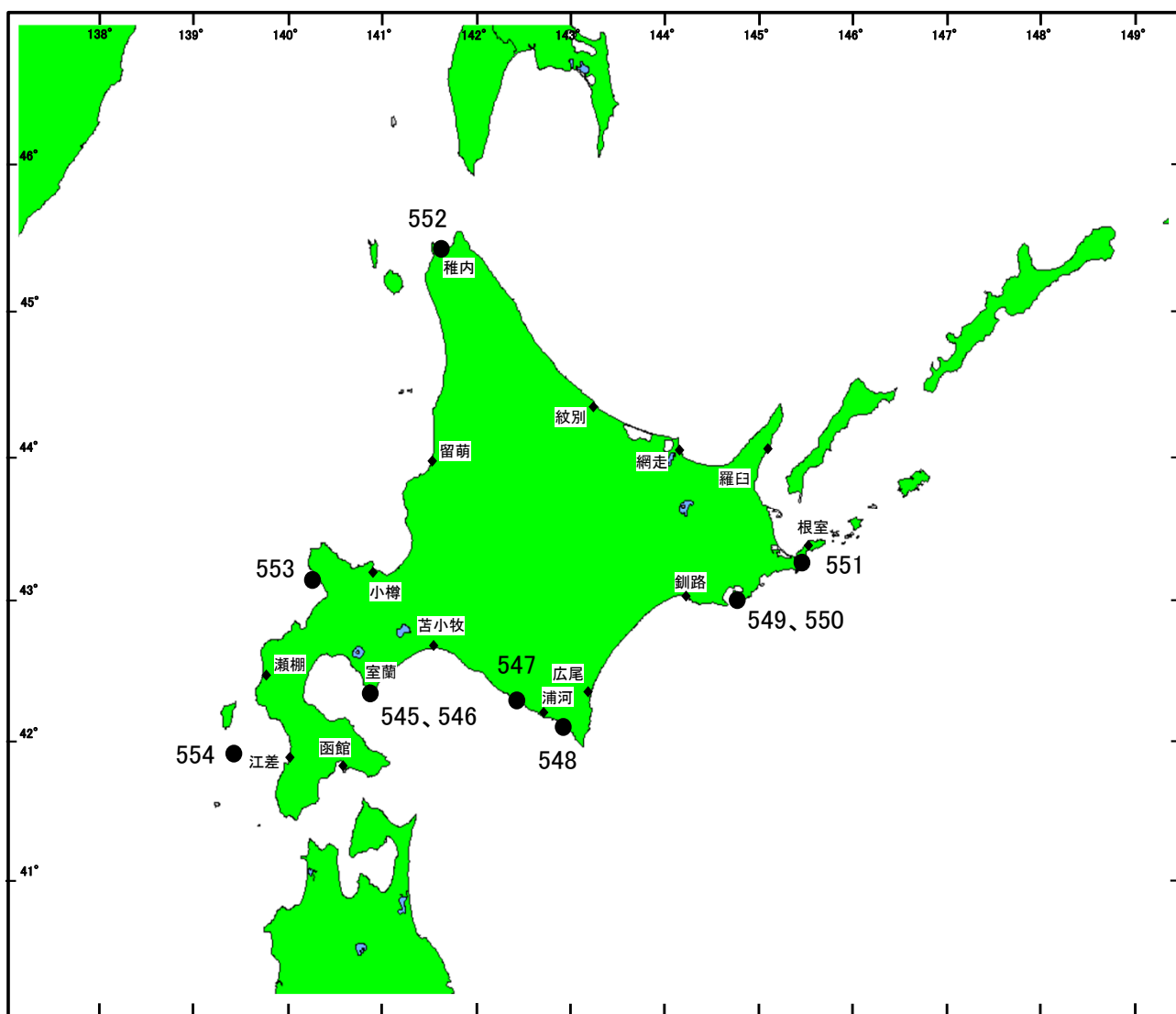
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

注 意

水路通報及び航行警報は、専ら航海の安全に必要な情報を提供するものであり、各国が発布した諸法規及び宣言等を承認するものではありません。

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

8年545項 北海道南岸 — 室蘭港、第1区 オイルフェンス展張訓練

下記区域で、巡視船によるオイルフェンス展張訓練が実施される。

期 間 令和8年9月17日 0900～1700

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-19-50.4N 140-58-18.4E (岸線上)

(2) 42-19-51.3N 140-58-18.8E

(3) 42-19-50.5N 140-58-25.5E

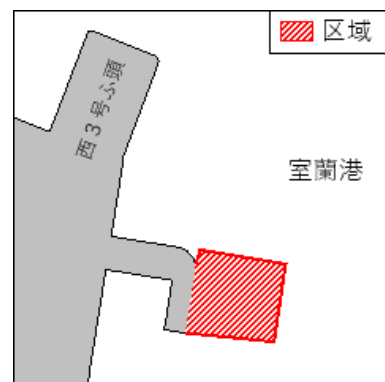
(4) 42-19-46.0N 140-58-24.6E

(5) 42-19-46.5N 140-58-17.7E (岸線上)

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚

海 図 W16

出 所 室蘭港長



8年546項 北海道南岸 — 室蘭港及びチキウ岬北北東方 採水作業

下記位置で、作業船による採水作業が実施される。

期 間 令和8年10月1日～31日のうち1日 日出～日没

位 置 下記8地点

(1) 42-21-19N 140-54-37E

(2) 42-20-34N 140-55-22E

(3) 42-21-19N 140-56-07E

(4) 42-20-59N 140-58-07E

(5) 42-21-16N 140-58-49E

(6) 42-19-46N 140-58-21E

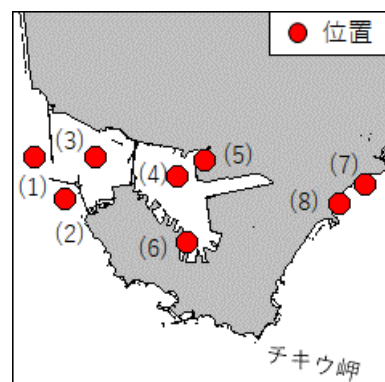
(7) 42-20-49N 141-02-47E

(8) 42-20-29N 141-02-07E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W14-W16

出 所 室蘭港長



8年547項 北海道南岸 — 三石漁港 防波堤点検作業

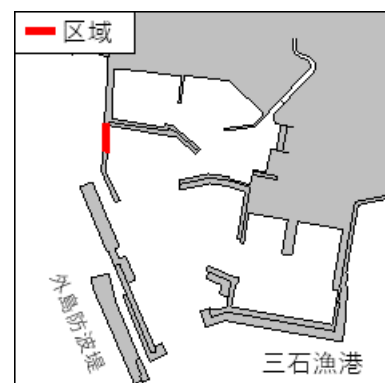
図に示す区域で、潜士による防波堤の点検作業が実施される。

期 間 令和8年9月14日～12月21日 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30 (三石漁港)

出 所 室蘭海上保安部



8年548項 北海道南岸 — 様似港 防波堤点検作業

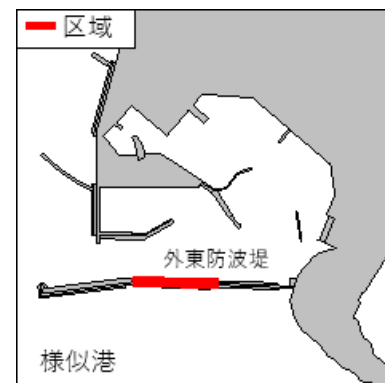
図に示す区域で、作業船及び潜士による防波堤の点検作業が実施される。

期 間 令和8年9月18日～10月9日 0700～1700

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30 (様似港)

出 所 室蘭海上保安部



8年549項 北海道南岸 — 厚岸港（門静地区） 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和8年9月20日～11月30日のうち3日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-03-17N 144-46-58E（岸線上）

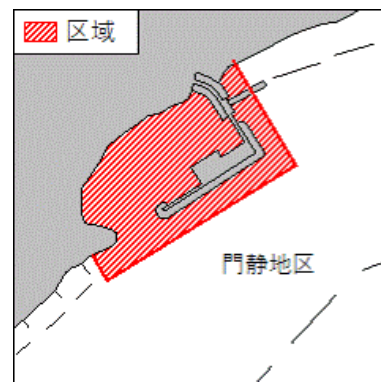
(2) 43-03-06N 144-47-07E

(3) 43-02-54N 144-46-41E

(4) 43-02-56N 144-46-39E（岸線上）

海 図 W36

出 所 釧路海上保安部



8年550項 北海道南岸 — 厚岸港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和8年9月20日～11月30日のうち4日間 日出～日没

区 域 1 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-02-41.7N 144-50-20.7E

(2) 43-02-41.7N 144-50-27.1E

(3) 43-02-24.7N 144-50-34.7E

(4) 43-02-22.4N 144-50-32.0E

(5) 43-02-32.3N 144-50-16.9E

(6) 43-02-37.2N 144-50-22.7E

2 下記11地点を結ぶ線により囲まれる区域

(7) 43-02-41.5N 144-50-00.3E

(8) 43-02-41.6N 144-50-07.0E

(9) 43-02-39.1N 144-50-02.5E

(10) 43-02-34.4N 144-50-00.4E

(11) 43-02-27.0N 144-50-06.0E

(12) 43-02-25.8N 144-50-07.8E

(13) 43-02-26.2N 144-50-09.4E

(14) 43-02-24.1N 144-50-07.0E

(15) 43-02-25.9N 144-50-04.2E

(16) 43-02-30.1N 144-49-46.1E

(17) 43-02-33.3N 144-49-45.3E

3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(18) 43-02-55.5N 144-51-07.7E

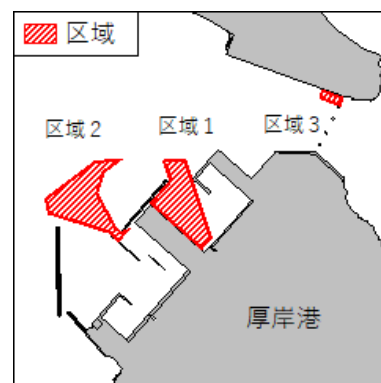
(19) 43-02-57.0N 144-51-08.4E

(20) 43-02-55.4N 144-51-14.3E

(21) 43-02-53.9N 144-51-13.5E

海 図 W36（分図「厚岸港」）－W36

出 所 釧路海上保安部



8年551項 北海道南岸 — 落石漁港（昆布盛地区） 防波堤築造工事

下記区域で、作業船及び潜水土による防波堤築造工事が実施されている。

期 間 令和9年2月26日まで 日出～日没

区 域 下記地点付近

43-13.4N 145-33.2E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W25

出 所 根室海上保安部

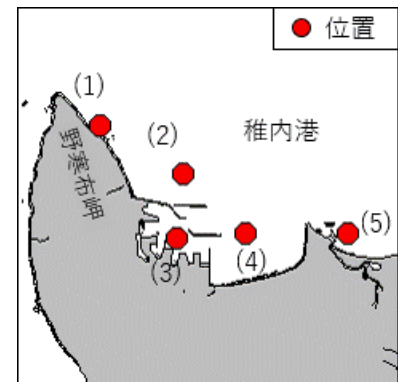


8年552項 北海道西岸 — 稚内港及び付近 採水作業
 下記位置で、作業船による採水作業が実施される。

期 間 令和8年10月1日～31日のうち1日 0800～日没

位 置 下記5地点
 (1) 45-26-28N 141-39-46E
 (2) 45-25-38N 141-41-46E
 (3) 45-24-33N 141-41-36E
 (4) 45-24-38N 141-43-16E
 (5) 45-24-38N 141-45-46E

海 図 W1041
 出 所 稚内港長

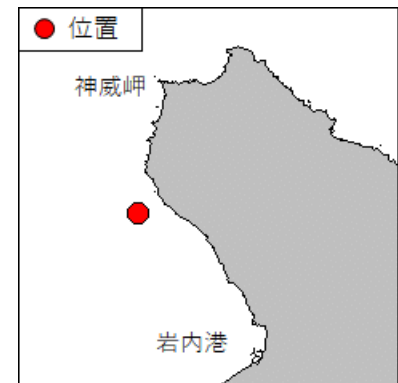


8年553項 北海道西岸 — 神威岬南方 観測機器灯質一時変更
 一管区水路通報7年32号579項関連

下記位置の灯付観測機器は灯質が一時変更される。

期 間 令和8年9月13日～19日
 位 置 43-10.3N 140-18.6E
 灯 質 (変更前) 白灯、毎8秒にU
 (変更後) 黄灯、毎4秒に1せん光

海 図 W28
 出 所 小樽海上保安部



8年554項 北海道西岸 — 奥尻島南方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年9月24日(予備日25日) 1000～2400

区 域 41-45.0N 139-35.0E
 を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯

海 図 W10-W11
 出 所 函館海上保安部

